

羽咋市電気自動車等用V2H充電設備設置費補助金交付要綱

令和4年3月18日告示第 号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、持続可能な循環型社会の実現に向けて、電気自動車の普及により二酸化炭素排出を抑制し、将来的な電力需給の調整を図るとともに、災害時等における電源を確保するため、電気自動車等用V2H充電設備（以下「システム」という。）を設置する者に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において、補助対象システムとは電気自動車（以下「EV」という。）に蓄積されている直流電気を、家庭で使用できる交流電気に変換する機能（放電）と同時に、家庭用の交流電気をEV用の直流電気に変換する機能（充電）を持つシステムで、充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。

(交付対象)

第3条 補助金の交付対象者は、次に定める要件を備えていなければならない。

- (1) システムを設置しようとする者で市内に住所を有し、現に居住しているもの若しくは居住しようとする個人又は市内に事業所を有し、市内の事業所に設備を設置しようとする個人事業主若しくは法人（以下「補助事業者」という。）であり、納期限が到来している市税等を滞納していないこと。
- (2) 当該年度末までに設備の設置工事が終了し、補助事業を完了することが確実なこと。
- (3) 災害時等で電気が使用できない場合は、可能な限り他の者への電力供給に協力すること。
- (4) 補助金の交付は、住宅1棟又は事業所の建物1棟につき1基を限度とし、設置日から2年以上使用するものとする。
- (5) 羽咋市暴力団排除条例（平成24年3月26日羽咋市条例第2号）第2条第1号又は第2号に該当しない者であること。
- (6) 対象システムは国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであり、未使用品であること。
- (7) 補助事業者が購入するもの（リースは補助対象外とする。）。
- (8) その他市長が必要であると認める事項。

(補助対象経費等)

第4条 補助事業の対象となる経費は、システムの機材購入費及び据付工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、この経費から国、県の補助金額を控除して得た額とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は予算の範囲内において交付するものとし、前条で得た額又は50,000円を超える場合は50,000円を上限とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、羽咋市電気自動車等用V2H充電設備設置費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、補助事業を遂行するための契約を締結する前に市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、電気自動車等用V2H充電設備設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者に通知する

2 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付して電気自動車等用V2H充電設備設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助事業者に通知する。

3 補助事業者は、前条の規定による補助金交付の決定の日から30日以内に補助事業を遂行するための契約を締結しなければならない。

(交付条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助事業者に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 大規模災害が羽咋市内で発災した場合に、避難所等での電源供給が必要な場合には、可能な限り電力供給に協力すること。

(変更・中止・廃止承認申請)

第9条 補助事業者は補助金の交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容の変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、羽咋市電気自動車等用V2H充電設備設置費補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更交付決定)

第10条 市長は、補助事業者から前条による変更承認申請があったときは、審査の上適否を決定し、羽咋市電気自動車等用V2H充電設備設置費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(実績報告等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して 30 日以内又は 3 月 10 日のいずれか早い日までに、羽咋市電気自動車等用 V 2 H 充電設備設置費補助金実績報告書 (様式第 6 号) に添付書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による報告書を提出できないやむを得ない理由があると認める場合は、期限について猶予することができる。

(補助金額の確定)

第 13 条 市長は、補助事業者から報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、電気自動車等用 V 2 H 充電設備設置費補助金交付額確定通知書 (様式第 7 号) により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の規定により実績報告の提出後に、請求書 (様式第 8 号) を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。